

農業委員会議事録

平成30年6月11日

10時00分

2階 第2会議室

出席委員	12名
委員出席者	会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝 委員 3番 三船 守人 4番 船越 多真枝 5番 森 秀司 6番 富永 晃 7番 落石 好紀 9番 井浦 秀子 10番 吉村 泰行 11番 中野 正敏 12番 阿部 繁隆 13番 副田 秀次
委員欠席者	8番 栗原 信夫
事務局出席者	竹上課長、森主幹、高野主査
議 題	
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。出席者12名、欠席者8番栗原委員。定数に達しておりますので、只今から6月の農業委員会総会を開会いたします。
会 長	会長あいさつ 7番委員、9番委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。
事務局	第1号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積444㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者住所、所有者に同じ。転用目的、貸資材置場。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。なお、申請地は、寺浦集落地区地区計画内になります。1筆合計444㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、寺浦集会所の北側の隣接地にある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。5頁が計画図となります。申請地は、寺浦地区地区計画内の土地で、現在農業用倉庫があり、現状のまま、資材置き場として利用します。雨水は、今と変わらず、町管理の道路側溝及び水路に自然流下で排水、汚水は発生しません。近隣への影響もありませんので、申請内容は適当であると判断できます。以上で説明を終わります。

<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？ 意見がなければ、農地法4条の規定による許可申請について決をとります。 賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 続きまして、第2号議案について審議します。なお、第2号議案については〇〇が関係者となりますので一時退席します。(〇〇退席) それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 6頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積1,269㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者住所、所有者に同じ。転用目的、貸駐車場。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。なお、申請地は、的野集落地区地区計画内になります。他2筆については、記載のとおりとなります。3筆合計1,336㎡についてです。7頁をご覧ください。申請地は、的野公民館から150m北となります。8頁に現況のわかる航空写真を、9頁に参考字図集合図を添付しております。10頁が計画図、11頁が縦横図となります。申請地は、的野集落地区地区計画内の土地で、乗入口と道路隣接部の切り下げを行い、貸駐車場として利用します。雨水は、計画地内で集水して排水します。排水経路につきましては、都市整備課と協議中ですが、最終排水先は町道側溝です。汚水は発生しません。近隣への影響もありませんので、申請内容は適当であると判断できます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？ 意見がなければ、農地法4条の規定による許可申請について決をとります。 賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 (〇〇入席) それでは次の議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第3号議案農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 12頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積1,750㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者住所、〇〇、氏名〇〇。転用目的、太陽光パネル設置のため。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。1筆合計1,750㎡についてです。13頁をご覧ください。申請地は、上府公民館から1,200m南東となります。14頁に現況のわかる航空写真を、15頁に参考集合字図を添付しております。16頁が計画図、17頁が縦横断面図、18頁が排水構造図となります。申請地は、古賀市との境界に位置し、乗入口の切り下げを行います。乗入口は県道で、県と協議済みです。雨水は、計画地内で集水して場内浸透施設により、浸透処理を行う為、放流</p>

	<p>はありません。汚水は発生しません。太陽光発電施設については、隣地である古賀市側で既に許可を受けており、近隣への影響もありませんので、申請内容は適当であると判断できます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？ 地元から意見があればお願いします。</p>
<p>○番委員</p>	<p>古賀市の太陽光発電施設に隣接しており、地元でも問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>意見がなければ、農地法5条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 それでは次の議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第4号議案農地農用地利用集積計画について説明します。 19頁をご覧ください。第4号議案、農用地利用集積計画申出書について。土地の所在〇〇、地目台帳田、現況田、面積2,042㎡。利用権の設定をする者、住所、〇〇、氏名〇〇。利用権の設定を受ける者、住所〇〇、氏名〇〇。利用権の種類、使用貸借。期間、許可日から平成33年6月1日。借賃無償。1筆合計2,042㎡についてです。20頁をご覧ください。申請地は、上府公民館から東に500mの箇所にある農地です。21頁に現況のわかる航空写真を、22頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については野菜の作付けを計画されており、新宮町、古賀市で営農実績もある為、特に問題はありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？ 意見がなければ、農用地利用集積計画申出書について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 報告案件に入ります。事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告案件①、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。23頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積274㎡。所有者住所、〇〇、氏名〇〇。転用届出者、住所〇〇、氏名〇〇。転用目的、事務所建築の為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計305㎡についてです。24頁をお開きください。位置図になります。夜臼1区公民館から西に約200mとなります。25頁に現況のわかる航空写真を、26頁に参考字図集合図を添付しております。27頁が計画図になります。計画地周囲は全て既存ブロックとフェンス等で区切られており、隣地への影響はありません。雨水は計画地内で集水して、町道側溝</p>

	<p>に放流します。汚水については下水へ接続します。周辺に農地がなく、周囲への影響もない為、特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か質問等がありませんか？無いようであれば、その他に入ります。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選状況について説明・ 水稲作付け調査、農地利用パトロールについて説明・ 農業新聞普及推進について説明
会 長	<p>他に何か意見はありませんか？ないようでしたら次回は、7月5日（木）、14時00分から開催します。これをもちまして6月の農業委員会総会を閉会します。全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上10：40分</p>